

上記1.に記載の通り、TMKにつき SPC 特例が適用できない場合には、支配力基準により判定することとなります。本件においては、三菱地所は優先出資額の 51%を取得する予定であり、特定資産管理処分業務及び AM 業務等を受託する（予定）事実があるため、権利義務並びに損益等が実質的な帰属及び有用な財務及び営業等の決定を支配する契約の存在により、三菱地所による TMKに対する支配が推定される可能性があります。よって、この場合 TMK は三菱地所の連結子会社に該当する可能性が高いと思われます。

Digitized by srujanika@gmail.com